

新庄市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が募集する有料の広告枠に広告を掲載する事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市報及びお知らせ版
- (2) 市のホームページ
- (3) その他市長が認めるもの

(掲載の範囲)

第3条 広告媒体に掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張や意見広告
- (5) 個人又は法人の名刺広告
- (6) 誇大表示、不当等表示その他不適切な表示があるもの
- (7) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 掲載を募集する広告枠の規格、位置及び枠数、掲載の期限、作成方法、広告掲載料その他広告掲載に関し必要な事項は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(掲載の募集)

第5条 広告の掲載の募集は、市報及び市のホームページ等により行うものとする。

(掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者（以下「申込者」という。）は、新庄市広告掲載申込書（様式第1号）により、市長に申し込むものとする。

(掲載の決定等)

第7条 市長は、広告の掲載の申込みがあったときは、その可否を決定するものとする。

- 2 市長は、広告の可否の決定をしたときは、新庄市広告掲載決定通知書（様式第2号）又は新庄市広告非掲載決定書（様式第3号）により当該決定をした者に通知するものとする。

(審査機関)

第8条 広告の掲載に関し疑義が生じた場合の審査を行うため、新庄市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は委員長及び委員で組織し、委員長には副市長を、委員には総務課長、総合政策課長、教育次長、商工観光課長、都市整備課長、成人福祉課長、子育て推進課長をもって充てる。ただし、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を臨時的委員として加えることができるものとする。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

- 4 審査会の会議は、委員の過半数の出席をもって開催し、委員長が議長となる。
- 5 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(広告掲載料の納付)

第9条 第7条第1項の規程により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長の指定する期日までに広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
2 広告の原稿作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。
(1) 市長が指定する日までに広告原稿の提出がないとき
(2) 市長が指定する日までに広告掲載料の納付がないとき
(3) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は平成22年9月10日から施行する。

附 則(一部改正)

この要綱は平成29年8月1日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

新庄市広告掲載申込書

新庄市長 へ

申込者 住 所
氏 名 印
電 話 番 号
F A X
担当者氏名

新庄市有料広告掲載要綱第6条の規定により、広告の原稿を添えて次のとおり
申し込みます。

記

1. 広告の種類（番号を○で囲んで下さい。）
 - (1) 広報しんじょう・広報しんじょうお知らせ版
 - (2) 市のホームページ
 - (3) その他 ()

2. 掲載希望期間

様式第2号

平成 年 月 日

様

新庄市長

新庄市広告掲載決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、次のとおり掲載することに決定したので、新庄市有料広告掲載要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 広告の種類

2. 掲載期間

3. 掲載料金 円

4. 掲載場所

5. その他

- (1) 掲載する原稿は発行日の20日前までに提出してください。
- (2) 広告掲載料は、市指定納入通知書により納入してください。
- (3) 連続掲載については、広告主の条件に沿えない場合があります。

平成 年 月 日

様

新庄市長

新庄市広告非掲載決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、次の理由により掲載できないことに決定しましたので新庄市有料広告掲載要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 広告の種類
2. 非掲載の理由